

## 財形年金預金

<b>ご利用いただける方</b>		新規契約時点で満55歳未満の勤労者 ただし1人1契約・1店舗に限ります。																
<b>預入</b>	<b>期間</b>	5年以上、据置期間は6ヵ月以上5年以内																
	<b>方法</b>	給与、賞与からの天引預入となります。																
	<b>金額</b>	1,000円以上																
	<b>単位</b>	1,000円																
<b>払戻方法</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金以外の払戻はできません。</li> <li>・60歳以降、5年以上20年以内の期間にわたり、3ヵ月毎にご指定の普通（総合）預金口座へ入金します。</li> <li>・お受取りの期間は5年以上20年以内で自由にご指定いただけます。</li> </ul>																
<b>利息</b>	<b>適用金利</b>	<p>(1) 期日指定定期預金の場合 預入ごとに期日指定定期預金の店頭表示の利率（固定金利）を適用します。</p> <p>(2) スーパー定期の場合 預入ごとにスーパー定期の場合の店頭表示の利率（固定金利）を適用します。</p> <p>(3) 前記(1)(2)の利率は、当行所定の日それぞれ変更します。</p>																
	<b>付利単位</b>	1円																
	<b>計算方法</b>	付利単位を1円とし、1年を365日として日割で計算します。																
<b>税制上の取扱</b>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・財形住宅預金と合わせて元金550万円（元加利息を含む）まで非課税となります。</li> <li>・預入残高が非課税限度を超過する場合、またはお預入れを2年超中断された場合は、非課税の適用は受けられなくなりますので、その時点で預入残高の全額を課税扱いに変更していただきます。</li> <li>・年金目的以外の払戻の場合は、過去5年間さかのぼって20%の追徴課税が行われます。</li> </ul> <p>※課税扱いとなる場合には、復興特別所得税が付加されることにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。</p>																
<b>中途解約の取扱</b>		<p>この預金を満期日前に解約する場合、その利息は、次のとおり計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>(1) 期日指定定期預金の場合 預入ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日。）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 6か月未満</td> <td>預入日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>約定利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>約定利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>約定利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>約定利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>約定利率×90%</td> </tr> </table> <p>前項②から⑥までの基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。</p> <p>(2) スーパー定期の場合 預入ごとに預入日から解約日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第3位以下は切捨てます。）によって計算します。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">① 6か月未満</td> <td>預入日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>上記(1)の適用利率×50%</td> </tr> </table> <p>前項②の基準にもとづき計算した利率が預入日における普通預金の利率を下回る場合は、前項の規定にかかわらず、預入日における普通預金の利率を適用します。</p>	① 6か月未満	預入日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	約定利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%	① 6か月未満	預入日における普通預金利率	② 6か月以上1年未満	上記(1)の適用利率×50%
① 6か月未満	預入日における普通預金の利率																	
② 6か月以上1年未満	約定利率×40%																	
③ 1年以上1年6か月未満	約定利率×50%																	
④ 1年6か月以上2年未満	約定利率×60%																	
⑤ 2年以上2年6か月未満	約定利率×70%																	
⑥ 2年6か月以上3年未満	約定利率×90%																	
① 6か月未満	預入日における普通預金利率																	
② 6か月以上1年未満	上記(1)の適用利率×50%																	
<b>預金保険制度</b>		預金保険制度の対象となります。（ただし、預金保険の対象となっている他の預金と合算して元本1,000万円までとその利息に限ります。）																
<b>その他</b>		事業者が勤労者との契約に基づき勤労者に支払う賞金から控除し、勤労者に代わって預入することが条件となります。																

金利情報の入手方法	窓口でお問い合わせください。
当行が契約している 指定紛争解決機関	全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

(平成 27 年 4 月現在)

